

現場技術者の専任の一部緩和について

建設業法の改正に伴い、令和6年（2024年）12月13日以降、現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化が図られることとなりました。

この改正により、**新たに定められた事項**は次のとおりです。

1 専任現場の兼任

以下の条件を**全て満たす場合に**、現場技術者の**兼任が可能**です。

請負代金額 <ul style="list-style-type: none">各建設工事、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること注1	兼任現場数 <ul style="list-style-type: none">2以下であること	工事現場間の距離 <ul style="list-style-type: none">1日で巡回可能かつ移動時間が概ね片道2時間以内であること	下請回数 <ul style="list-style-type: none">3次まで注2
連絡員の配置 <ul style="list-style-type: none">監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずる者（連絡員）を各建設工事に配置していること注3	施工体制が確認できる情報通信技術の措置 <ul style="list-style-type: none">現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム（CCUSなど）	人員配置を示す計画書の作成等 <ul style="list-style-type: none">工事現場に据え置き、一定期間営業所での保存が必要参考様式のとおり	現場状況を確認するための情報通信機器の設置 <ul style="list-style-type: none">遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるもの（スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システムなど）注4

注1）工事途中において、請負代金額が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となった場合、それ以降兼任不可。

注2）工事途中において、下請回数が3を超えた場合、それ以降兼任不可。

注3）連絡員とする者は次のとおり。

◎土木一式又は建築一式工事である場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者に限る。

◎当該工事への専任や常駐は求めない。

◎同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能。また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能。

◎直接的・恒常的雇用関係は必要ないが、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うものであることに留意。

注4）山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は対象外



監理技術者を補佐する者を工事ごとに専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能である制度は引き続き活用可能です。（主任技術者は適用不可）

2 営業所技術者等の専任現場兼務

(1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

以下の条件を全て満たす場合に、営業所技術者等は現場技術者の兼務が可能です。

契約締結	請負代金額	兼務現場数	営業所と現場との距離	下請次数
<ul style="list-style-type: none"> 営業所技術者等が置かれている営業所にて契約締結された建設工事であること 	<ul style="list-style-type: none"> 各建設工事、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること 注1 	<ul style="list-style-type: none"> 1以下であること 	<ul style="list-style-type: none"> 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね片道2時間以内であること 	<ul style="list-style-type: none"> 3次まで 注2
連絡員の配置	施工体制が確認できる情報通信技術の措置	人員配置を示す計画書の作成等	現場状況を確認するための情報通信機器の設置	営業所技術者等
<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずる者（連絡員）を各建設工事に配置していること 注3 	<ul style="list-style-type: none"> 現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム（CCUSなど） 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場に据え置き、一定期間営業所での保存が必要 参考様式のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるもの（スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システムなど） 注4 	<ul style="list-style-type: none"> 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

注1) 工事途中において、請負代金額が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となった場合、それ以降兼務不可。

注2) 工事途中において、下請次数が3を超えた場合、それ以降兼務不可。

注3) 連絡員とする者は次のとおり。

◎土木一式又は建築一式工事である場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者に限る。

◎当該工事への専任や常駐は求めない。

◎同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能。また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能。

◎直接的・恒常的な雇用関係は必要ないが、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うものであることに留意。

注4) 山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合は対象外

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の条件を全て満たす場合に、営業所技術者等は現場技術者の兼務が可能です。

契約締結	請負代金額	営業所と現場との距離	施工体制	営業所技術者等
<ul style="list-style-type: none"> 営業所技術者等が置かれている営業所にて契約締結された建設工事であること 	<ul style="list-style-type: none"> 各建設工事、4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）であること 	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に近接していること 	<ul style="list-style-type: none"> 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること 	<ul style="list-style-type: none"> 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接していない場合）

営業所技術者等が現場技術者を兼務する際には、上記（1）の条件を全て満たす必要があります。



上記（1）から（3）の併用はできません。